

第 5 2 号 議案

足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例及び足立区佐野六木地区地区計画の区域内における建築物の
制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 5 年 6 月 1 3 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例及び足立区佐野六木地区地区計画の区域内における建築物の
制限に関する条例の一部を改正する条例

(足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条
例の一部改正)

第 1 条 足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関
する条例 (平成 1 3 年足立区条例第 2 7 号) の一部を次のように改正す
る。

第 4 条第 1 項中「容積率」を「容積率 (延べ面積の敷地面積に対す
る割合をいう。以下同じ。) 」に、「第 6 8 条の 3 第 1 項」を「第 6
8 条の 4 」に改める。

(足立区佐野六木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関
する条例の一部改正)

第 2 条 足立区佐野六木地区地区計画の区域内における建築物の制限に
関する条例 (平成 1 4 年足立区条例第 3 3 号) の一部を次のように改
正する。

第 4 条第 1 項中「第 6 8 条の 3 第 1 項」を「第 6 8 条の 4 」に改め
る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

建築基準法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この
条例案を提出いたします。